

## 自動車税口座振替納付キャンペーン 協賛店FAQ

平成31（2019）年1月28日現在

Q1	自動車税口座振替納付キャンペーンを行う目的は何ですか。
A1	民間企業等の事業者と県が連携・協力して、納税者の口座振替納付に対する関心を高める取組を行うことで、自動車税の納期内納付率の向上を目指すものです。
Q2	自動車税口座振替納付キャンペーンはどのような仕組みですか。
A2	取組の趣旨に賛同いただいた事業者の方にキャンペーンの協賛店となっただけ、自動車税を口座振替で納めていただく方へ送付する口座振替通知書を提示した納税者の方に、協賛店が独自に定めた割引等の特典サービスを提供いただくものです。
Q3	どのような人が特典サービス提供の対象となるのですか。
A3	栃木県の自動車税を口座振替で納付した個人の納税者に限り、特典サービスの提供を受けることができます。 市町村税である軽自動車税は対象となりません。
Q4	自動車税の納税者に対し、どのようにキャンペーンを周知するのですか。
A4	口座振替通知書の文面や、自動車税納税通知書の封筒の裏面と同封のリーフレット等でキャンペーンの実施について周知します。 また、県のホームページに協賛店と特典サービスの内容を掲載し、協賛店のホームページへリンクを設定します。
Q5	キャンペーンの協賛店になると、どのようなメリットがありますか。
A5	栃木県では、約96万台（平成30年度実績）の自動車税の納税通知書を納税者に送付しており、キャンペーンを通じて、協賛店の認知度向上や特典サービスの利用に伴う消費行動が期待できます。 また、協賛店は行政と連携して間接的に納税促進に協力することとなりますので、社会貢献活動への取組をアピールする機会となります。
Q6	キャンペーンの協賛店となる業種等に決まりはありますか。
A6	当該キャンペーンの趣旨や目的から、酒類の販売や提供を主とする店舗等や、県税に滞納のある事業者に係る店舗等は協賛店として申し込むことはできません。 詳しくは、県のホームページに掲載している「自動車税口座振替納付キャンペーン実施要綱」をご確認ください。
Q7	キャンペーンの協賛店に申し込む場合の手続を教えてください。
A7	「自動車税口座振替納付キャンペーン協賛店登録申込書」に必要事項を記載し、自動車税事務所まで提出してください。

Q8

協賛店の申込をした場合、登録までどれくらい期間がかかりますか。また、協賛店に登録された旨の連絡はされますか。

A8

協賛店の登録申込をいただいた場合、「口座振替納付キャンペーン実施要綱」に基づき、内容の審査を行った後、概ね10日程度で協賛店登録の通知をお送りします。

Q9

キャンペーンの実施期間はいつまでですか。

A9

5月上旬の納税通知書発送日から、その年の8月31日までとなります。

Q10

協賛店の募集はいつまで行っていますか。

A10

協賛店の募集はキャンペーンの期間中も含めて随時受け付けていますが、申込書の提出から登録までの審査期間やキャンペーンの終了時期がありますので、お早めにお申込みください。

Q11

協賛店の特典サービスの内容は、どのように決めるのですか。

A11

特典サービスの例としましては、〇〇円以上購入で〇%割引や〇円割引、ポイントカード等の無料発行、ポイント付加、〇〇で粗品進呈、施設利用料の割引などがありますが、協賛店の実情に合わせて独自に設定してください。

なお、法令等に違反するものなど、特典サービスとすることができない場合がありますので、詳しくは、県のホームページに掲載している「自動車税口座振替納付キャンペーン実施要綱」をご確認ください。

Q12

キャンペーンに協賛店として登録する場合、協賛金等の負担はありますか。

A12

協賛金等のご負担は一切ありませんが、協賛店が独自に設定する特典サービスの提供にかかる費用については、ご負担いただくこととなります。

なお、県からの補助金等はありません。

Q13

特典サービスを提供するとき、利用者が提示した口座振替通知書のどの部分を確認するのですか。

A13

口座振替通知書は、3連式のハガキの形となっております。「栃木県の口座振替通知書」であること、「平成31(2019)年度の自動車税」であることについて、確認をお願いします。

Q14 利用者から複数回（複数枚）口座振替通知書を提示された場合、特典サービスも複数提供することになるのですか。

A14 特典サービスの提供方法については、協賛店の判断となります。複数提供しない場合は、「お一人様1回限り」や「他の割引サービスとの併用不可」などの条件を設定してください。  
また、利用者の同意があれば、口座振替通知書の裏面や余白に確認印等を押すことができます。この場合、口座振替通知書の内容の判別に影響がないようにしてください。

Q15 利用者が口座振替通知書を忘れた場合など、県で口座振替対象者の確認をすることはできますか。

A15 納税者本人からの依頼であっても、県は協賛店に対して口座振替対象者かどうかをお答えできませんので、口座振替通知書の提示をお求めください。

Q16 来店者にキャンペーンの協賛店であることや特典サービスの内容を周知したいのですが。

A16 協賛店の登録後、キャンペーンのポスターとステッカーを各1枚送付します。ポスターは、所定の位置に特典サービスの内容を記載し、来店された方の見やすい位置に掲示してください。また、ステッカーは店舗の入り口等、来店される方の見やすい位置に掲示してください。

Q17 複数の場所にポスターやステッカーを掲示したいのですが。

A17 自動車税事務所に御連絡いただければ、ポスターの電子データを提供しますので、協賛店で印刷等するなどして御使用ください。

Q18 特典サービスの内容を変更したいのですが。

A18 特典サービスの内容や協賛店として登録した情報を変更する場合は、変更の1か月前までに「自動車税口座振替納付キャンペーン協賛店登録変更届出書」を提出してください。

Q19 協賛店の登録をキャンペーン中に取りやめることはできますか。

A19 協賛店を廃止する場合は、「自動車税口座振替キャンペーン協賛店登録廃止届出書」を廃止予定の1か月前までに提出してください。

Q20 キャンペーンに関連して利用者とトラブルになったとき、どのように対応したらよいですか。

A20 協賛店と利用者との間に生じたトラブル、損失、損害等については、当事者間で解決いただくようお願いいたします。